

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

○現状

- ・旧基本計画に基づき、八戸中心商業街区活性化協議会、八戸TMO推進協議会等が中心となって、ソフト事業を中心に取り組んできた。中心市街地の情報提供・休憩スペースである「まちの駅はちのへ」（旧基本計画名：いっぷくサービスの実施）は、年間約7万人が利用している。また、表通りを交通規制し、歩行者天国としてイベントを実施する「にぎわいストリートフェスティバル」（旧基本計画名：イベントの実施）は、市民に定着しつつある。旧基本計画の事業ではないが、新幹線開業にあわせて整備された「みろく横丁」は年間20万人を超える来客があり、好評を得ている。
- ・しかしながら、中心市街地では、小売業年間販売額や歩行者通行量の減少が続いている。また、空き店舗や空き地が増加し、その中には大規模店舗の閉店による空きビルが3棟ある。
- ・このような状況の中、（仮称）八戸市中心市街地地域観光交流施設整備やさくら野百貨店改築が、中心市街地活性化の契機となるプロジェクトとして立ち上がった。さらに、本市固有の小路・横丁・抜け道を活かした回遊ネットワークづくりや会所場づくりなどが、都心地区再生市民ワークショップや都市再生モデル調査を通じて検討され、新たな活性化プロジェクトの種となり得る取り組みも行われてきた。

○商業活性化のための事業の必要性

- ・専門店やウィンドウショッピングへの市民ニーズ（1[3]市民の受けとめ方 参照）を踏まえ、小路・横丁・抜け道などを活かしつつ、商店街の専門性の強化と、回遊性の高い商業空間の整備が必要である。
- ・空きビルの再生や既存施設のリニューアルなどを通じて、集客・回遊の核となる施設の充実・強化が必要である。
- ・（仮称）八戸市中心市街地地域観光交流施設整備などにより、交流・観光促進の機会を活かし、相乗効果を高める商業活動の展開を図ることが必要である。

○商業活性化の方針

- ・以上の現状と課題を踏まえ、次のように商業活性化に取り組む。

☆核的商業施設の改築や空きビルの再整備

☆大規模小売店舗が立地しやすい環境づくりの推進

☆八戸ならではの小路・横丁・抜け道を活かした回遊ルート・会所場づくりの推進

☆来街者を引きつけることのできる商店街・店づくりの推進

☆場としての中心市街地をPRするイベントの実施

○フォローアップの考え方

- ・毎年年度末に、基本計画に位置づけた各事業の進捗状況の調査を行い、必要に応じて適切な措置を講ずる。

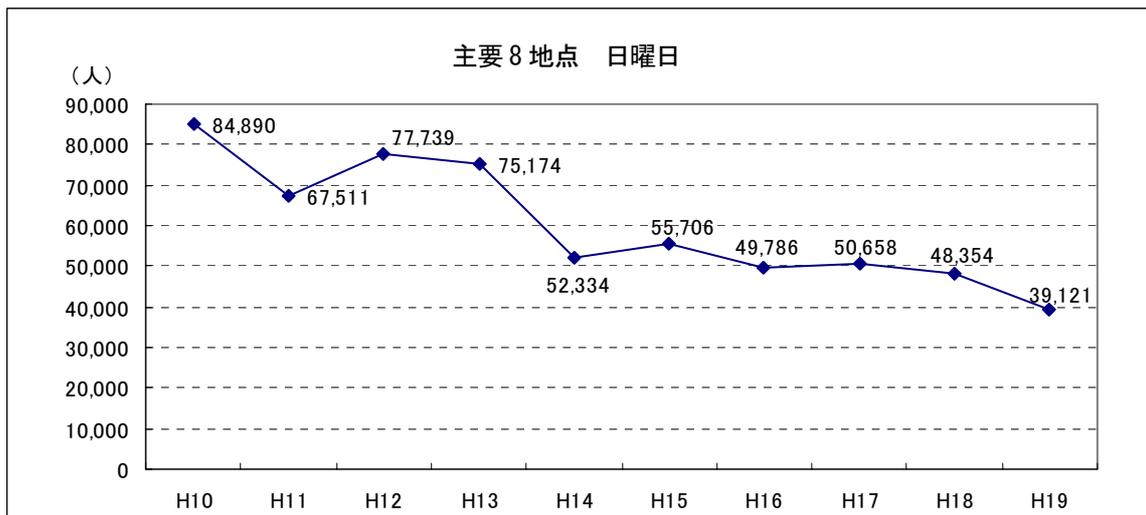
[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業等名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 大規模小売店舗立地法の特例区域の設定の要請</p> <p>○内容 大規模小売店舗立地法の手続きを適用除外とする特例区域設定について、県へ要請する</p> <p>○実施時期 平成 20 年度～</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法の特例区を活用し、さくら野百貨店改築の円滑化や空きビル等へ商業施設が立地しやすい環境を整える。 ・民間事業者の機動力を活かすため、大規模小売店舗の迅速な出店を可能とする環境を整えることは、「来街者を増やす」や「商店街の活力を回復する」といった目標の達成に寄与するものである。 	<p>○措置の内容 大規模小売店舗立地法の特例</p> <p>○実施時期（措置を受ける時期） 平成 20 年度～</p>	
<p>○事業名 こみちづくり事業</p> <p>○内容 ・テナントミックス店舗及びパサージュ（小径）の整備 ・低未利用地を活用してパティオ（広場）を整備し、パティオとその近隣の商業施設とをパサージュ（小径）で結ぶことにより回遊性を向上させ、一体となった魅力的な商業空間を形成</p> <p>○実施時期 平成 20～22 年度</p>	地権者等関係者の協議により決定(中活法に基づく特定会社を予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地には、花小路など、小路や横丁、抜け道が商業施設の屋内外に多数あり、本市中心市街地の特徴となっている。 ・当事業は、現存する小路・横丁等を回遊空間として改善しつつ、新たな小路・横丁づくりにより連続性を持たせ、中心市街地の核施設をめぐる八戸固有の「パサージュ（小径）」を一体的に形成することを目指す。 ・当事業は、安心・安全・快適な歩行空間の整備とあわせ、商業空間を創出するものであり、「来街者を増やす」や「商店街の活力を回復する」目標の達成に寄与する。 	<p>○措置の内容 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣の認定</p> <p>○実施時期（措置を受ける時期） 平成 21～22 年度</p>	戦略的 中心市街地 中小商業 等活性化 支援事業 費補助金 の活用

○当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

- ・中心市街地では、郊外型商業拠点の形成及びそれに伴う核テナントの撤退等による求心力の低下等の影響により、歩行者通行量は年々減少傾向にあり、主要歩行導線である 8 地点においては平均して年間 4.47%の減少率で推移している。



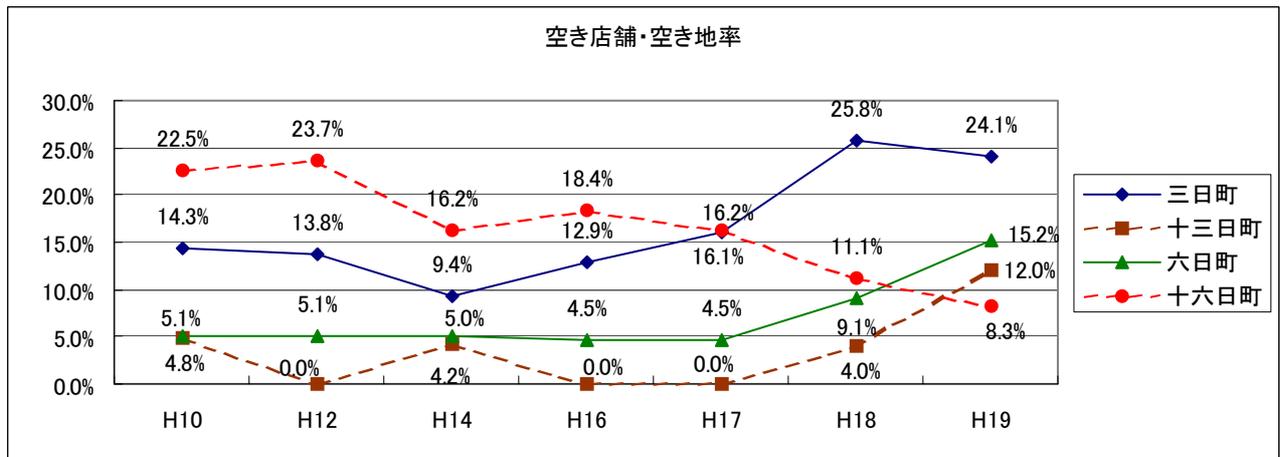
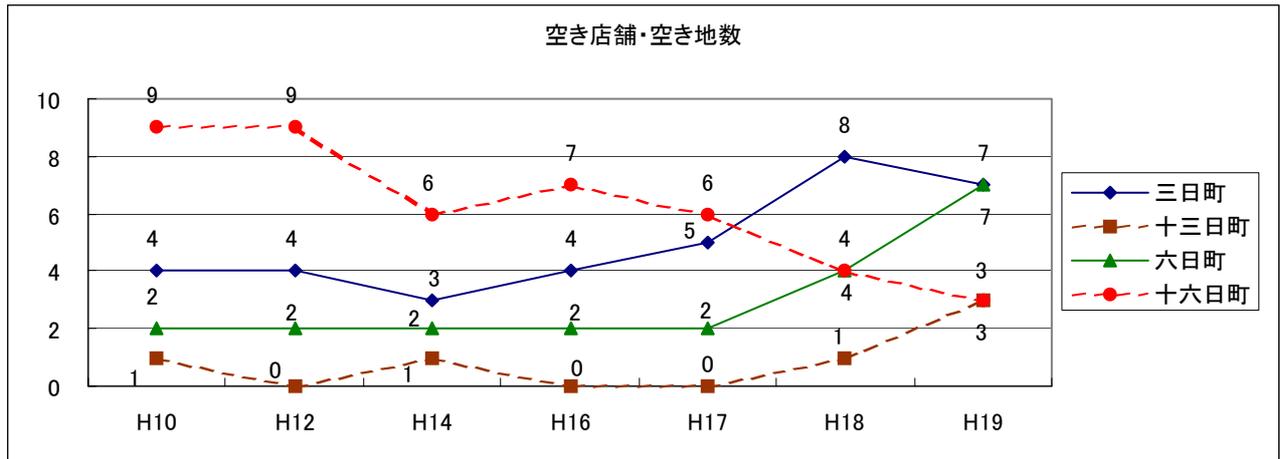
- ・当事業は、本市の中心市街地の特徴となっている小路・横丁等を魅力的な回遊空間として改善しつつ、新たな小路・横丁づくりにより連続性を持たせるとともに、八戸固有の「パサージュ（小径）」を形成することにより「魅力ある店々が連なる回遊空間を創出する」という当基本計画の基本方針に則り、中心市街地における商業の活性化を図るものである。

○個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結びついているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

- ・当市中心市街地の特徴ともなっている小路・横丁等の回遊空間については、自然発生的な要素に任せるものが多く、一部を除き店舗構成等に明確なコンセプトが見られない状況となっている。
- ・現存の小路・横丁等を魅力的な回遊空間として改善するほか、後掲の「（仮称）中心市街地テナントミックス調査研究事業」の調査結果も踏まえながら、中心市街地に不足かつ必要な業種の店舗を擁する「パサージュ（小径）」の一体的整備により回遊性を高め、中心商店街全体の活力の向上を図るものである。

○当該中小小売高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

- ・中心市街地内では空き店舗・空き地数が増加傾向にあり、三日町・六日町・十三日町・十六日町の中心街区では平成 14 年以降、年平均でおよそ 2 箇所ずつ増加している。



*三日町には、八日町の三日町交差点角地を含む

- ・現存の空き店舗・空き地の解消に直接繋がる空き店舗再生事業等に加え、当事業の実施により中心市街地の商店街を来街者・商業者の双方にとって魅力的な商業空間とすることで空き店舗・空き地の解消を図るものである。

○文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

- ・当事業は、各種市街地の整備改善のための事業による安心・安全・快適な歩行空間の整備と連動し、より魅力的な商業空間を創出するものである。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

<p>○事業名 （仮称）中心市街地テナントミックス調査研究事業</p> <p>○内容 中心市街地における現状の業種・業態構成などの基礎となるデータの収集・分析を行う</p> <p>○実施時期 平成20年度</p>	<p>八戸商工会議所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当市中心市街地のうち商業集積が高い11街区（三日町、十三日町、廿三日町、六日町、十六日町、八日町、十八日町、朔日町、長横町、番町、鷹匠小路）では、テナントミックスを実施していないほか、街区の店舗構成に明確なコンセプトが見られない状況である。 ・当事業は、商業集積の高い11街区における最適なテナントミックスのあり方について調査及び研究を実施するものである。 ・得られた調査結果を基に商業集積のコンセプトを決定するほか、活性化のために必要な各種事業に反映させることは、「来街者を増やす」や「商店街の活力を回復する」目標の達成に寄与するものである。 	<p>○措置の内容 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>○実施時期 （措置を受ける時期） 平成20年度</p>	
<p>○事業名 こみちづくり事業（再掲）</p> <p>○内容 ・テナントミックス店舗及びパサージュ（小径）の整備 ・低未利用地を活用してパティオ（広場）を整備し、パティオとその近隣の商業施設とをパサージュ（小径）で結ぶことにより回遊性を向上させ、一体となった魅力的な商業空間を形成</p> <p>○実施時期 平成20～22年度</p>	<p>地権者等関係者の協議により決定（中活法に基づく特定会社を予定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地には、花小路など、小路や横丁、抜け道が商業施設の屋内外に多数あり、本市中心市街地の特徴となっている。 ・当事業は、現存する小路・横丁等を回遊空間として改善しつつ、新たな小路・横丁づくりにより連続性を持たせ、中心市街地の核施設をめぐる八戸固有の「パサージュ（小径）」を一体的に形成することを目指す。 ・当事業は、安心・安全・快適な歩行空間の整備とあわせ、商業空間を創出するものであり、「来街者を増やす」や「商店街の活力を回復する」目標の達成に寄与する。 	<p>○措置の内容 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>○実施時期 （措置を受ける時期） 平成21～22年度</p>	
<p>○事業名</p>	<p>八戸商工会議所</p>	<p>・中心市街地活性化の推進にあた</p>	<p>○措置の内容</p>	

<p>中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業</p> <p>○事業内容 中心市街地の活性化を効果的に行うため、中心市街地活性化協議会事務局にタウンマネージャーを設置</p> <p>○実施時期 平成 20 年度～</p>	<p>所</p>	<p>っては、活動の中心となる八戸市中心市街地活性化協議会事務局に、外部からの招致により、商業や中心市街地活性化に関する専門的な知識を持ったタウンマネージャーを設置し、総体的に協議・調整することが重要であることから、当事業は「来街者を増やす」や「商店街の活力を回復する」目標の達成に寄与するものである。</p>	<p>戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業補助金</p> <p>○実施時期 (措置を受ける時期) 平成 20～22 年度</p>	
<p>○事業名 商店街ビジョン策定等支援事業</p> <p>○内容 商店街が地域と一体となって将来ビジョンを策定する事業に対する支援</p> <p>○実施時期 平成 20 年度～</p>	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街のにぎわいを回復するためには、商店街が自ら今後の在り方を明確にした上で、適切な活性化のための事業を行う必要がある。 ・ 当事業は、商店街が地域と一体となって今後の商店街のビジョンを策定することを促進するものであり、「来街者を増やす」や「商店街の活力を回復する」目標の達成に寄与するものである。 	<p>○措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化ソフト事業 ・ 市補助金 <p>○実施時期 (措置を受ける時期) 平成 20 年度～</p>	
<p>○事業名 会所場づくり事業</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来街者に好評の「まちの駅はちのへ」や「エスタシオン」など、休憩・滞留・イベント・市民活動の場となる会所場づくりを、来街者の世代やニーズに応じ、様々な場所・規模・形態 	<p>八戸商工会議所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成 16 年度全国都市再生モデル調査 八戸市中心市街地まちなか巡りと会所場づくりによる活性化プロジェクト」では、先のかみちづくり事業とともに、休憩・滞留空間やイベント等の回遊の仕組みを組み込んだ「会所場づくり」が提案され、「都心地区再生市民ワークショップ」では、これらがテーマとして検討された。 ・ 「まちの駅はちのへ」は、中心市街地の休憩・情報スペースとして年間約 7 万人に利用されている。また「エスタシオン」は、若者の交流の場として利用されていた実績があるなど、 	<p>○措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化ソフト事業 ・ 中心商店街活性化拠点整備事業補助金(市) <p>○実施時期 (措置を受ける時期) 平成 20 年度～</p>	

<p>で複数展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き店舗や既存のオープンスペースの活用 ・ 複数の会場の企画・運営を一括してマネジメントし、回遊の仕掛けとして役立てる <p>○実施時期 平成 20 年度～</p>		<p>「会場所づくり」の先行事例ともいえる取り組みである。ただし、「まちの駅はちのへ」は、さくら野百貨店改築に伴い再配置が求められており、空き店舗への移転が検討されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業は、これまでの検討や取り組みを活かして「会場所」を拡充・充実するものであり、空き店舗等の有効活用により「商店街の活力を回復する」目標のほか、回遊・滞在の促進により「来街者を増やす」目標の達成に寄与するものである。 		
<p>○事業名 中心市街地オフィスビルパートナー制度事業</p> <p>○内容 中心市街地内の市が認定したオフィスビルに誘致企業が入居した際に、改装に要した費用（OAフロア化、光ファイバ等）の一部を支援</p> <p>○実施時期 平成 21 年度～</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ IT関連企業が入居可能な質の高いオフィスを中心市街地に整備するため、オフィスビルオーナーに対して改装費の一部を支援することにより、中心市街地への企業誘致を推進し、雇用を創出することで「来街者を増やす」目標の達成に寄与するものである。 	<p>○措置の内容 ・ 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○実施時期 (措置を受ける時期) 平成 21 年度～</p>	
<p>○事業名 中心商店街空き店舗・空き床解消事業</p> <p>○内容 中心商店街の空き店舗に新規出店する事業者に対し、店舗の改装等に要する経費の一部を支援</p> <p>○実施時期</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心商店街においては、店舗等が撤退、廃業した後に新たな出店がなく、空き店舗となっているケースが多く見受けられ、毎年実施している空き店舗調査では、空き店舗率は年々上昇し、厳しい経済状況の中、今後も増加が懸念されている。 ・ 当事業は、中心商店街の空き店舗に新規出店する事業者に対し、店舗の改装等に要する経費の一部を支援するものであり、集客が見込める魅力ある店舗等の立地を促進することにより、 	<p>○措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○実施時期 (措置を受ける時期) 平成 22 年度～</p>	

平成 22 年度～		「来街者を増やす」「商店街の活力を回復する」目標達成に寄与するものである。		
-----------	--	---------------------------------------	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
 ・該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
 ・該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 共通駐車券の IC カード化事業</p> <p>○内容 共通駐車券事業（商活協が実施）の IC カード化を図るとともに、カードの多機能化を図り、公共交通、商品割引等にも使用できるポイントシステム等の導入を併せて実施</p> <p>○実施時期 平成 20～21 年度</p>	株式会社まちづくり八戸	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活が車に大きく依存している現状を踏まえ、自家用車による来街の利便性確保も求められるところである。 ・当事業は、現行の八戸市中心商業街区活性化協議会が実施している共通駐車券事業について、実施体制を株式会社まちづくり八戸へ移管することにより、これまで培ったノウハウを有効活用するとともに、買物金額に応じてポイントを付与し駐車場利用時の精算に充当できる等のサービスを持った IC カード化を図ることで、自家用車による来街の利便性向上を確保する。 ・また、主である駐車場利用時の精算に充当できるサービスに加え、公共交通利用時の精算に充当できるサービス機能も持たせるなど、IC カードの多機能化を図ることで、自家用車による来街の利便性向上に加え、車を利用しない人への来街の利便性も向上することができ、「来街者を増やす」や「商店街の活力を回復する」目標の達成に寄与するものである。 		戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金の活用を検討

<p>○事業名 駐車場整備事業</p> <p>○内容 低未利用地等を活用し、駐車スペースの広い使いやすい立体駐車場を整備</p> <p>○実施時期 平成 21～22 年度</p>	<p>株式会社 まちづくり 八戸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活が車に大きく依存している現状を踏まえ、自家用車による来街の利便性確保も求められるところである。 ・当事業は、「共通駐車券のICカード化事業」とともに自家用車での来街の利便性を確保するための取り組みであり、「来街者を増やす」や「商店街の活力を回復する」目標の達成に寄与するものである。 	<p>戦略的 中心市街地 中小商業 等活性化 支援事業 費補助金 の活用を 検討</p>
<p>○事業名 さくら野百貨店 改築事業</p> <p>○内容 核的商業施設の 再整備</p> <p>○実施時期 平成 22～24 年度</p>	<p>民間事 業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・さくら野百貨店は、三日町番町地区の回遊の起点となる核的商業施設である。 ・当事業は、隣接する（仮称）八戸市中心市街地地域観光交流施設整備とともに、中心市街地の集客力を高め、交流人口の拡大を図るものであり、「来街者を増やす」や「商店街の活力を回復する」目標の達成に寄与するものである。 	<p>社会資本 整備総合 交付金を 活用を 検討</p>
<p>○事業名 空き店舗再生事 業</p> <p>○内容 中心市街地の空 きビル等を新た な集客施設とし て再整備</p> <p>○実施時期 平成 20～21 年度</p>	<p>民間事 業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の回遊性を高める上で、起点となる核施設について充実・強化する必要がある。 ・当事業は、核的商業施設の閉店に伴って発生した空きビル等を建て替え、新たな集客や回遊の核として再生させるものであり、「来街者を増やす」や「商店街の活力を回復する」目標達成に寄与するものである。 	
<p>○事業名 まちなか講座事 業</p> <p>○内容 ・市民の興味を誘 うテーマで、商 品を扱うプロと して、商業者が 講座を開催</p>	<p>八戸中 心商店 街連絡 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度から実施している事業で、市民に好評な取り組みとして、今後とも継続するとともに、個店・商店街の活力の回復に向けて改善・拡充を目指すものである。 ・当事業は、受講者に商品・サービス等の基礎知識を習得してもらうとともに、個店を再認識してもらうことにより、新たな顧 	

<ul style="list-style-type: none"> ・購入した商品を使って講座で習った技を実践するもので、顧客の購買意欲を高める取り組み <p>○実施時期 平成16年度～</p>		<p>客の獲得を目指すものであり、「商店街の活力を回復する」目標の達成に寄与するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、何かに「体験・参加」する機会を提供することで、市民が来街するきっかけを作ることができ、「来街者を増やす」目標の達成にもつながるものである。 		
<p>○事業名 はちのへほコテン事業</p> <p>○内容 「まちなかをステージに」を合言葉に、中心市街地を歩行者天国として市民に開放し、市民参加型イベントを定期的に開催</p> <p>○実施時期 平成15年度～</p>	<p>はちのへほコテン実行委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年から開催していた「にぎわいストリートフェスティバル」は、平成21年から名称を「はちのへほコテン」とし事業内容を拡充。商店街と一体となった市民参加型のイベントを定期的に実施するなど、内容を充実させることで、更なる賑わいの創出を目指す。 ・当事業を継続することにより、まちなかでのイベントを介して、市民が集い、参加し、楽しむという市民意識を高め、来街者との交流を促進し、「来街者を増やす」、「商店街の活力を回復する」目標の達成に寄与するものである。 	<p>○措置の内容 市補助金</p>	
<p>○事業名 長者まつりんぐ広場運営事業</p> <p>○内容 三社大祭の絢爛豪華な山車の展示をはじめ、夕暮れ市など、交流の機会となるイベントを市民のアイデア・手作りで開催</p> <p>○実施時期 平成20年度～</p>	<p>市民・市・商店街</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「長者まつりんぐ広場」は、都心地区再生市民ワークショップの提案や市民からの意見募集を踏まえ、旧八戸市と旧南郷村の合併記念施設として整備された多目的広場である。 ・当事業は、山車の展示や様々な市民参加型イベントの開催により主要な回遊拠点となり、中心市街地に大きく南北の人の流れを創り出すことで、「来街者を増やす」や、「商店街の活力を回復する」の目標の達成に寄与するものである。 	<p>単独事業</p>	
<p>○事業名</p>	<p>八戸中</p>	<p>・現状は、商店街などの組織や各</p>		

<p>商店街ポータル サイト運営事業</p> <p>○内容 中心商店街の各 個店の商品・サ ービス内容、店 舗位置図等を掲 載することで、 広く中心商店街 および個店をP Rし、来街者・ 来店者の増加を 図る</p> <p>○実施時期 平成16年度～</p>	<p>心商店 街連絡 協議会</p>	<p>個店で任意にホームページのサ イトを開設している状況であ る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業は、これらのサイトの入 り口として、商店街や個店の情 報を総合的に紹介し、PRに資 するとともに、イベントや催し など様々な情報をあわせて提供 することで、来街や回遊・滞在 を促進することにつながり、「来 街者を増やす」や「商店街の活 力を回復する」目標の達成に寄 与するものである。 		
<p>○事業名 アントレプレ ナー情報ステー ション事業</p> <p>○内容 「アントレプレ ナー情報ステー ション」を設置 し、起業支援を 行う</p> <p>○実施時期 平成20年度～</p>	<p>市・県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業支援の拠点となる「アント レプレナー情報ステーション」 を来街者が多く集まる中心商店 街（まちの駅はちのへに併設） に設置し、起業を目指す人に対 して経営サポート事業のほか、 起業に関する情報の受発信、関 係者のネットワーク強化を行う ことにより、起業支援を行う。 ・ まちの駅はちのへと併設するこ とにより、商品や作品の展示を 通じて町の駅とステーションの 相乗効果が期待できる。 ・ 当事業を実施することにより、 様々なコミュニティービジネス が育成を促進され、中心市街地 での新規開業者の増加を目指す ほか、空き店舗の解消が期待で き、「来街者を増やす」「商店街 の活力を回復する」目標の達成 に寄与するものである。 		
<p>○事業名 まちなか生業応 援事業</p> <p>○内容 ・ 空き店舗活用チ ャレンジ融資保証</p>	<p>市・県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き店舗活用チャレンジ融資保 証制度は、商店街の空き店舗を 活用して小売業等を開業する者 に対し、県が長期の低利融資、 市が保証料補助や利子補給も併 せて行うことにより、空き店舗 の積極的な活用を促進し、空き 	<p>○措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き店舗活 用チャレン ジ 融 資 (県) ・ 商店街活性 化対策資金 	

<p>制度（空き店舗で開業する者に対し、長期かつ低利の融資を実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業活性化イベント等支援事業（商店街が地域住民と一体となって取り組むイベントに対する支援を実施） ・ 商店街再整備支援事業（商店街や商店街構成者等が行うソフト・ハード事業に対する支援） <p>○実施時期 平成 20～24 年度</p>		<p>店舗の解消を目指すものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業活性化イベント等支援事業は、商店街が地域住民と一体となって活性化を図るものである。 ・ 当施策は、商店街及び各個店、新規創業者を支援し、中心市街地への新規出店等を促進するとともに、中心市街地全体を地域住民と一体となって取り組むイベント等に対し、その経費の一部を助成することによって商店街活性化を図るものである。 ・ 商店街再整備支援事業は、商店街が策定したビジョンに基づき、商店街の共同施設や店舗改装に対して、その経費の一部を助成し、商店街の活性化をするという視点から商業機能の立地を促進・誘導し、魅力的な商業空間づくりを図る取り組みであり、「商店街の活力を回復する」の目標達成に寄与するものである。 	<p>（市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独事業 	
<p>○事業名 まごころ宅配サービス事業</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地での買物に対する有料宅配サービス ・ 購買者の荷物を運ぶ手間を軽減し、生活者（特に高齢者）の利便性を向上させるとともに、個店及び商店街に対する満足度の向上を図る <p>○実施時期 平成 18 年度～</p>	<p>株式会社 まちづくり 八戸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業は「八戸 TMO 推進会議」が中心となって平成 18 年度より実施しており、これをまちづくり会社が継続実施することは、高齢者などの生活者の利便性を高めることになる。 ・ また、公共交通利用での来街や、購買を促進することにつながり、「来街者を増やす」や「定住を促進する」、「商店街の活力を回復する」目標の達成に寄与するものである。 		

<p>○事業名 市日はちのへ楽 市楽座事業</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的にも珍しい町名の由来である市日を活用し、各商店街でイベントや売り出しを開催 ・各商店街における市（いち）の周知媒体を相互に活用するなど、商店街の連携を深める <p>○実施時期 平成 20 年度～</p>	<p>八戸中心商店街連絡協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸の中心市街地には、三日町、六日町、八日町、十三日町のように、町名に市日を付けており、特徴となっている。 ・当事業はこれを活用し、各市日ごとにイベントを行うものであり、こうした商店街ごとに個性ある催しや活動を実施することで、商店街への誘客を図る。 ・町名にあわせた市の開催は、毎月決まった日に市が立つことを市民へ周知できる。 ・また、昔懐かしい市を開催し、人と人とのふれあいの場を提供する事で、中心市街地に対する市民の愛着心を高める。 ・こうした取り組みにより、「来街者を増やす」、「商店街の活力を回復する」目標の達成に寄与するものである。 		
---	---------------------	--	--	--